

学校管理下における事故対応マニュアル

山武中学校

学校は生徒が常に安全な状態で生活できるように配慮しているが、日常生活の中での突然の事故（病気・けが等）は避けられない場合もある。

学校管理下での様々な事故や災害、特に一刻を争う事故が発生したときには、的確かつ迅速な処置ができるように教職員は日頃から心がけておかなければならない。

また、**保護者には、常に誠意を持って対応すること。**

1. 病気やケガが発生したとき

- (1) 患者が動かせれば、保健室に連れて行く。無理な場合は現場へ養護教諭を呼ぶ。
意識不明・呼吸停止の場合は、養護教諭の到着を待たずに、その場の職員がすぐに応急処置をする。→気道の確保、人工呼吸、AED
- (2) 頭部・胸部・腹部等の打撲は動かさない。その場に寝かせて、しばらく様子を見てから次の処置をする。

【保健室で処置できる状態の場合の対応】

- ・学級担任は保護者に連絡し、原因やケガの状態をわかりやすく丁寧に説明する。

【病院で手当を受けなければならない場合の対応】

- ・保護者に連絡し、かかりつけの病院の有無を確認する。
- ・病院に連絡し、受診可能の可否を確認する。
- ・養護教諭は、患者が病院へ行くまでの応急対応をする。
- ・患者の搬送
 - ①原則として家庭に連絡して、保護者に搬送してもらう。
 - ②保護者に連絡は取れたが事情により保護者が来校できない場合は、保護者に許可を得た上で学校がタクシー等で搬送する。事情説明のできる職員が付きそう。
 - ③保護者と連絡が取れない場合、管理職と相談し、学校がタクシー等で搬送し、随時保護者と連絡が取れるように努める。事情説明のできる職員が付きそう。

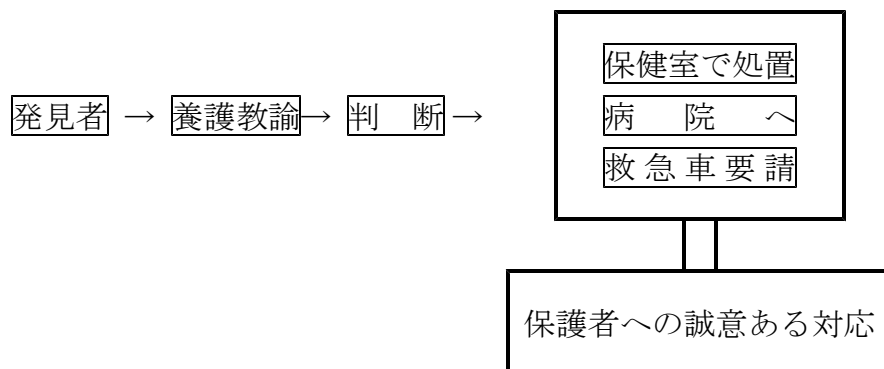
【救急車を要請する場合の対応】

- ・一刻を争うような事故の場合は、発見者が直ちに救急車を要請する。

《救急車を呼ぶことをためらわない。特に首から上の事故》

- ・脈拍、呼吸、顔色の変化に注意し、絶対に目を離さない。
(意識不明。呼吸困難・呼吸停止・脈拍微弱・脈拍停止・全身けいれん・出血多量・広範囲のやけど・アレルギー発作 等)

対応表



※発見者は、その場の生徒の活動を中止し、二次災害を防ぐ。

2. 事故発生後の報告について

- (1) 報告は第一次に口頭で報告し、対応後できるだけ速やかに、《事故報告書》により校長に報告する。
- (2) 報告者
 - ① 授業中 → 授業担当者
 - ② 部活動中 → 部活動顧問
 - ③ その他 → 学級担任（発見者に状況を聞いて）

3. 事故を防止していくために

- (1) 事故防止のための知識を習得・理解させる。
 - ・学級活動や授業、日常生活の中で機会あるごとに指導し、生徒に
危険予知・危険回避の力を身に付けさせる。
- (2) 校内の環境、施設設備等の安全点検の強化。
 - ・危険場所の有無の確認（校舎内外、通学路 等）
 - ・施設、設備及び用具の日常点検→安全点検簿
《目で見ただけでなく、手で触れる。》